# 定期積金規定

## 1. (掛金の払込み)

定期積金(以下「この積金」という。)は、証書記載の掛込日に掛金を払込みください。 払込みのときは必ず証書を持参してください。

# 2. (証書類の受入れ)

小切手その他証券類での払込みはできません。

## 3. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

#### 4. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。 または、証所記載の年利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいた だきます。

## 5. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は、証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算 します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
  - ① この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日までの期間について、第3号によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。
  - ② この預金を「預金共通規定」第3条1項により満期日前の解約をするときは、 初回払込日から解約日の前日までの期間について第3号によって計算し、この 積金の掛金残高とともに支払います。
  - ③ 前各号の期間に応じた計算は、次によります。この場合の計算の単位は10 0円とします。

ただし、bの利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、当該普通預金利率とします。

- a 初回払込日からの期間が12か月未満のもの··解約日の普通預金利率
- b 初回払込日からの期間が12か月以上のもの…約定年利回×60%

#### 6. (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書記載の利回りに準じて計算します。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

#### 7. (満期日以後の利息)

満期日以後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

## 8. (解約)

この積金を解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により、記名押印して当店に提出してください。

# 9. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) 証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。 この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 証書を失った場合の証書の再発行もしくは給付契約金等の支払い、または印章を失った場合の給付契約金等の支払いは、当組合所定の手続をした後に行います。 この場合相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 証書を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。
- この他、「預金共通規定」各条項によります。